

## 申請

### ●申請窓口

お住まいの地域包括支援センターや役所の介護保険担当窓口 など

### ●申請に必要なもの

- ① 介護保険被保険者証（65歳以上の方）
- ② 健康保険証のコピー（65歳未満の方）
- ③ 「要介護・要支援認定申請書」（申請窓口にあります）
- ④ 主治医に関する情報  
病院名、住所、電話番号、診療科名、名前(フルネーム)

## 調査

### ●認定調査

ご本人の状態把握のため、役所の職員や委託された調査員が聞き取り調査をします

### ●主治医意見書

「要介護・要支援認定申請書」に記載された主治医のもとに役所から直接書類が届き意見書の作成をします

## 審査

認定調査・主治医意見書を基に「介護認定審査会」で審査が行われます

※ご本人・ご家族は何もする必要はありません

## 認定

審査結果に基づき、申請からおよそ1か月程度で認定結果の通知があります

必要な介護の度合いに応じて、「**非該当（自立）**」、「**要支援1・2**」、「**要介護1～5**」に区分されます

## サービス開始

### ●ケアプランの作成

介護保険のサービスはケアプラン（介護計画）にしたがって行われます  
介護度によってサービスを利用できる上限額が決められており、どんなサービスをいつ、どのくらい利用するのか計画を立てる必要があります  
ケアプランの作成は

- ・要支援の方は地域包括支援センターに依頼
  - ・要介護の方はケアマネジャーに依頼
- ） します

### ●サービス事業者と契約

ケアプランをもとにサービス事業者と契約し、サービスが開始となります

